
プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応

項目 本日の審議事項

これまでの経緯

1. 第 423 回企業会計基準委員会では、2019 年 12 月 20 日に公表された税制改正大綱で示された考え方に基づいて連結納税制度の改正が行われることを前提に、連結納税制度の見直しへの対応を企業会計基準委員会の新規のテーマとすることを決定している。当該対応の内容としては、以下が想定されている。
 - (1) 実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」及び実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」の改廃の要否の検討
 - (2) 2020 年 3 月 31 日以降に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無についての検討
2. 上記の決定を踏まえ、第 63 回税効果会計専門委員会（2020 年 1 月 24 日開催）で審議を行った。

本日の審議事項

3. 本日は、本資料第 1 項(2)の 2020 年 3 月 31 日以降に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無について検討を行う（審議事項(2)-2）。
4. あわせて、前項について仮に対応を図る場合に公表する実務対応報告公開草案「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」の文案について検討を行う（審議事項(2)-3）。
5. また、コメント募集の文案についても検討を行う（審議事項(2)-4）。
6. なお、第 63 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見を審議事項(2)-5 に記載している。

以 上